

議案第72号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議決を求める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起点	終点	重要な経過地
I 第429号線	67.86	4.00	さいたま市南区太田窪五丁目1613番16地先	さいたま市南区太田窪五丁目1609番8地先	
J 第504号線	109.11	4.20	さいたま市緑区道祖土四丁目389番1地先	さいたま市緑区道祖土四丁目393番5地先	
12970号線	317.14	19.00 ～ 19.01	さいたま市大宮区大成町一丁目1番7地先	さいたま市大宮区桜木町二丁目446番地先	
22621号線	380.05	6.82 ～ 7.21	さいたま市見沼区染谷二丁目46番1地先	さいたま市見沼区染谷二丁目135番地先	
32979号線	73.90	4.00	さいたま市西区三橋六丁目1879番3地先	さいたま市西区三橋六丁目1876番5地先	
32980号線	119.89	4.00	さいたま市西区大字指扇字下郷1839番4地先	さいたま市西区大字指扇字下郷1835番12地先	
4512号線	40.98	4.50	さいたま市岩槻区府内二丁目41番8地先	さいたま市岩槻区府内二丁目41番6地先	
6757号線	39.97	5.00	さいたま市岩槻区大字尾ヶ崎字谷下2321番地先	さいたま市岩槻区大字尾ヶ崎字谷下655番2地先	